

監 査 報 告 書

公立大学法人 下関市立大学
理事長 荻野 喜弘 殿

私たち監事は、地方独立行政法人法第22条第4項及び同法第34条第2項に基づき、公立大学法人下関市立大学の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第7期事業年度の業務及び財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、利益処分に関する書類（案）、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）、決算報告書、事業報告書について監査を行った結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査方法の概要

監事は、一般に認められた監査手続きに従い、役員会その他重要な会議に出席するほか、理事等から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、事務局及び主要な部局等の業務及び財産の状況を調査しました。また、財務諸表、事業報告書及び決算報告書の適正性を検討しました。

2. 監査の結果

- (1) 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）は、公立大学法人下関市立大学の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第7期事業年度の財政状態及び運營業況を適正に表示しているものと認めます。
- (2) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認めます。
- (3) 事業報告書は、公立大学法人下関市立大学の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。また、業務の遂行に関し、法令に違反する重大な事実は認められません。
- (4) 理事の職務執行に関し、不正の行為又は法令もしくは規定に違反する重大な事実は認められません。

平成26年 6月12日

公立大学法人下関市立大学

監事 中 谷 正 行



監事 久 保 雅 典

